

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。(福祉課)

【回答】

生存権の確保を基本として、社会保障施策の推進を図り、住民福祉の増進に努めています。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。(収納課)

【回答】

現在、行政サービスを制限する条例を導入する予定はありません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(収納課)

【回答】

今年度、参加していません。今後については未定です。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて(防災安全課)

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】

職員の適正な配置には努めています。しかし、災害の規模や状況によっては、一時的に住民サービスが滞る場合も考えられます。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】

市の地域防災計画では、想定する地震の規模をマグニチュード8としています。東日本大震災を受け、県では想定を見直すことになっていますので、その結果により、市の地域防災計画の見直しを行う予定です。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】

小中学校の耐震化工事は平成24年度に完了する予定です。
食料・水などの備蓄については、順次拡充に努めています。
市の防災拠点である市庁舎は、地震に強い免震構造となっています。
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して、耐震診断及び耐震改修に対する補助など支援施策の利用を進め、耐震化の促進を図っています。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】

市が指定する避難所の多くは公共施設です。それらの改修に際しては、バリアフリー化についても考慮されるものと考えています。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】

福祉避難所の指定については今後検討していきます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】

犬山市には災害拠点病院がないため、機会があれば強化拡充に向けて関係機関に要望していきたいと考えています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】

今年度中に新たな防災マップの作成を計画しています。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】

災害時には自助、共助という地域のつながりが大変重要です。また、情報についても受身ばかりではなく、自ら収集することが大切です。そのようなことも含めて市民への啓発に努めます。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(2) 介護保険について(長寿社会課)

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】

平成21年度からの3年間で給付費基金の取り崩し(200,000,000円)と特例基金の取り崩し(29,676,198円)により介護保険料基準月額を360円引き下げ3,296円としています。また保険料負担段階については、所得に応じた負担となるよう多段階化し9段階としています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象に、第1段階の保険料と同額まで引き下げる減免制度を設けています。

また、平成21～23年度の介護保険料を前期(平成18～20年度)と比べ平均7.5%引き下げて高齢者全体の負担軽減を図っています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

低所得者の方への負担の軽減措置として、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などを実施しています。

また、震災、火災などの災害により被害を受けた場合や所得が著しく減少する場合には、利用料を減免する制度があります。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】

現時点では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施予定はありません。また、要介護状態となるのを予防するため、地域支援事業の充実に努めます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

平成23年度中に、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護(12人)を1か所、小規模多機能型居宅介護(25人)を2か所、認知症対応型共同生活介護(18人)を1か所整備します。

また、今年度犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会において、次期介護保険事業計画を策定する中で、今後の施設整備についても検討していきます。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

地域包括支援センターは、市直営で、市内6か所に設置しています。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援を

してください。

【回答】

県が介護職員の処遇改善に取り組んだサービス事業者へ介護職員処遇改善交付金を交付する財政的な支援を行うとともに、人材育成に向けた研修を実施しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。(長寿社会課)

【回答】

ひとり暮らし高齢者には週3回の牛乳等の配達、ひとり暮らし、高齢者世帯については配食サービスを実施し、安否確認を行っています。

また、ひとり暮らし、高齢者世帯に対して、掃除、調理、洗濯、買い物等の生活支援事業も行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。(長寿社会課)

【回答】

85歳以上の高齢者又は84歳以下の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち希望者に、外出支援として1か月あたり4枚のタクシー利用券を配布し、料金の助成を行っています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。(長寿社会課)

【回答】

高齢者の集まりの場への援助として、各地域の老人福祉施設を利用して、高齢者の閉じこもり予防を目的とした高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。(都市計画建築課)

【回答】

市内の市営住宅は老朽化が進み、今後においても規模縮小の方向で進んでおり、財政状況が厳しい現時点では高齢者住宅の整備は困難と考えます。

② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。(長寿社会課)

【回答】

ひとり暮らし、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1～5回昼食を配達しています。利用料金については、現状維持に努めます。

また、閉じこもり予防事業として、二次予防対象者に高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

(3) 障がい者控除の認定について(長寿社会課)

★① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

市が所有する介護認定資料により、要介護1～5の認定を受けている方について、障害の程度を確認して、障害者控除対象者として認定しています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

市広報誌で周知するとともに、控除対象者になる方には個別に申請案内文書を送付し、周知徹底に努めています。

2. 高齢者医療などの充実について(保険年金課)

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者を含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われますので、高齢者の医療費無料化は困難と考えます。

なお、ひとり暮らし高齢者(非課税者)への医療費無料化については、県の補助制度が廃止された平成20年8月以降も、引き続き後期高齢者福祉医療費給付制度の対象として、市単独で医療費の助成をしています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。

なお、現在、本市で資格証明書の発行はありません。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。(保険年金課)

【回答】

本市では、平成22年7月から小学3年生までの現物給付(窓口無料)を拡大したところであり、平成22年10月から小学4年生から高校3年生までの通院、及び高校1年生から高校3年生までの入院について、医療費の3分の2を助成する制度を実施しています。

本来は誰がどこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。(健康推進課)

【回答】

妊婦検診は、平成21年度から公費負担回数を14回まで拡大実施しています。産婦検診については、国等の動向を注視しながら検討していきます。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。(学校教育課)

【回答】

生活保護基準額の1.2倍未満で行っています。申請の受付は、教育委員会及び学校でも

受け付けています。また、申請手続きに民生委員の証明は必要としていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。(学校教育課)

【回答】

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営に要する経費は学校の設置者である市が負担することとなっていますが、食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることになっています。

4. 国保の改善について(保険年金課)

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

都道府県単位化によるメリット・デメリットを分析した上で、判断していきたいと考えます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

平成23年度も前年度より大幅に繰り入れを増額しています。保険税については、負担軽減が図れるかどうかを、現在、国保運営協議会にて協議中です。減免については、22年度から所得激減の減免を拡大したほか、非自発的失業者にかかる軽減制度を実施し、約3,442万円の軽減を行いました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現状では、困難と考えますが、国の改革案の中で制度化の実現に期待します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免を実施しました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

県下市町の減免基準や一般の市民感覚を勘案すると、ここまで拡大することは困難と考えます。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

他の納税者とのバランスを考慮する必要があると思いますが、医療を受ける権利を保障するという観点に立ち、国規定そのままの運用ではなく、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しています。また、高校生以下の被保険者証については、全て郵送を行っています。現在、資格証明書を発行している世帯はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

滞納額や年数などが一定の基準以下であれば、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

徴収や滞納処分をする上で生活状況や財産の調査は欠かせません。ご指摘のとおり、生活実態を無視したような処分は行っていません。逆に「納められるのに納めない」ような滞納者には、負担の公平の見地から厳しい処分を行っていきます。無保険者対策については、転入時に保険のない方への国保加入勧奨を行っていますが、市町村で無保険者の実態を把握することは難しいと考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に一部負担金の減免を実施しました。周知については、全被保険者への通知等により行っています。

5. 障がい者(児)施策の充実について(福祉課)

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】

自立支援医療の精神通院の自己負担分については、全額助成しており、精神障害者医療(入院)については、自己負担分の2分の1(精神保健福祉手帳1・2級所持者は全額)を助成しております。さらに昨年7月からは、精神保健福祉手帳1・2級所持者の一般疾病についても自己負担分の2分の1の助成をしております。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】

低所得者については、障害福祉サービスに係る利用者負担を無料にするなど、本人負担が重くならないよう度重なる国の軽減措置は講じられており、市独自に利用料や実費負担を軽減することは困難と考えます。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】

地域生活支援事業については、国と同様、低所得者の利用者負担の無料化に加えて、地域活動支援センターの利用料やスタマ・紙おむつの購入費用の負担軽減を市独自で実施しています。福祉ホーム事業は行っていません。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】

本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、市独自に実費負担を軽減することは困難と考えます。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】

犬山市は障害程度区分で利用時間の支給制限はしていません。個別に実態を調査・勘案し必要量を支給しています。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】

計画策定時には障害者団体等のヒアリングを行うとともに、事業者の今後の事業展開の把握に努め、障害者や家族のニーズと社会資源の供給を勘案し検討していきたいと思ひます。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】

現在設置している障害者自立支援協議会や障害者計画推進委員会は障害に関する有識者や障害者本人、家族会などを委員として構成しているため、これらの協議会等を活用していきたいと考えています。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】

今後近隣市町の制定状況を踏まえ検討していきたいと思ひます。

6. 健診事業について(健康推進課)

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】

現在、特定健診、歯周疾患検診、各がん検診は、自己負担金を徴収していますが、後期高齢者、生活保護受給者及び非課税世帯の方については、自己負担金を免除しています。

また、平成22年度からは、医師会や歯科医師会と協議し、健診(検診)期間を2か月間延長し、6月から12月までとしました。その他、乳がん検診については医療機関でも受診可能とするなど事業の拡大を行いました。

今後、受診者の申込み状況等を勘案しながら、医師会や歯科医師会と協議し、事業の充実を図っていきます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在、18～39歳までの方を対象に、歯科検診も併せて自己負担1,500円で健康診査を実施しています。

7. 予防接種について(健康推進課)

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】

ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種については、平成23年1月4日から全額助成を行っています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌の任意予防接種については、本年6月1日より助成を行っています。水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、国等の動向を注視しながら検討していきます。

8. 生活保護について(福祉課)

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生存権の確保を基本として、生活保護申請は適正に受理しています。また、保護の必要な人には、開始の決定をし、速やかに扶助費を支給しています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】

自家用車の所有を理由に、保護申請を認めなかったり申請を却下するといった取扱いは行っていません。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

昨年度、正規職員のケースワーカーを1名増員するとともに、臨時職員の就労支援員も新たに配置したところです。今年度においても引き続きこの職員体制を維持し、就労支援や生活指導等をていねいに行っています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つ

つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(保険年金課)

【回答】

年金問題については、日本年金機構が定めた「年金記録問題への対応の実施計画(工程表)」に基づき、ねんきん特別便及びねんきん定期便の確認作業や台帳の突き合わせなどの取り組みが行われていますので、その動向を見守っていきます。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。(保険年金課)

【回答】

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に問題点があり、制度改革が必要との認識に基づき、増大する高齢者の医療費を社会全体で支え、世代間の負担の明確化と公平化を図ることで、国民皆保険制度を堅持するために創設された制度であると考えます。

制度創設後3年半が経過し、制度は定着しつつある状況です。また、新しい高齢者医療制度実施に向けた会議の中で、患者負担も含め議論が行われていますので、今後の動向を注視していきます。

国民健康保険の都道府県単位化は、内容を分析してから判断していきたいと考えます。国庫負担については、市町村国保の財政負担が増加しないよう要望していきます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。(長寿社会課)

【回答】

平成24年度の制度見直しや報酬改定に向けた国の動向を注視していきます。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。(保険年金課・健康推進課)

【回答】

当市では、誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。また、国保の負担金減額撤廃についても、要望しています。

妊産婦健診の補助金の拡充については、23年度までの時限措置のため、国の責任において恒久措置となるよう市長会等を通じ要望してきましたが、今後も必要に応じ要望していきます。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。(税務課)

【回答】

今後とも国の動向を注視してまいります。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。(健康推進課)

【回答】

今後とも国の動向を注視してまいります。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。(福祉課・長寿社会課)

【回答】

2013年には現在の障害者自立支援法が廃止され、総合福祉法が制定されることになっており、障害者施策全般の改革も掲げられています。今後の国の動向を注視していきます。

- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。(健康推進課)

【回答】

ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌等の任意予防接種を定期接種とするよう、市長会等を通じ国に要望していきます。

不活性ポリオワクチン導入については、平成24年度導入に向け、厚生労働省で検討会が開かれていますので、その動向を注視しながら検討していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。(保険年金課)

【回答】

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いが継続されるものと考えます。

- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。(保険年金課)

【回答】

国民皆保険制度堅持するには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われます。

現在、後期高齢者福祉医療費給付制度は、一定の障害を持った高齢者、ねたきり高齢者や認知症高齢者等を対象に医療費の無料化を実施しています。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。(保険年金課)

【回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合から平成21年7月31日付けで愛知県知事に対し、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。(保険年金課)

【回答】

本市では、平成22年7月から小学3年生までの現物給付を拡大し、さらに平成22年10月からは小学4年生から高校3年生までの通院、高校生の入院について、医療費の3分2助成を開始しています。

本来は誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医

療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望をしています。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。(保険年金課)

【回答】

県補助(事業費補助金)が減額されていることは承知しており、復元増を求めています。平成23年7月22日の県・市懇談会にて、県補助金の確保・拡大を要望しています。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。(保険年金課)

【回答】

本市では、平成22年7月1日より精神障害者保健福祉手帳1,2級の所持者に対して、一般疾病(精神科以外)医療費の2分の1を市単独の制度として助成しています。併せて県に助成制度の拡大を要望しています。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。(福祉課)

【回答】

2013年には現在の障害者自立支援法が廃止され、総合福祉法が制定されることになっており、障害者施策全般の改革も掲げられています。今後の国の動向を注視していきます。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。(健康推進課)

【回答】

国や県の動向を注視していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書(保険年金課)

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合から、平成21年7月31日付けで愛知県知事に対して、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】

低所得の負担軽減として、保険料については、均等割の軽減(9割、8.5割、5割、2割)及び所得割の軽減制度が設けられており、また、一部負担については、入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度が設けられています。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って摘要することとされており、愛知県後期高齢者医療広域連合においても、この方針に基づき適切に対応されていると考えます。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

【回答】

現在、後期高齢者医療制度に関する懇談会には、被保険者、医療関係者、保険者団

体、学識経験者の代表者が委員として参加され、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための有益な意見をいただいています。

また、各市町村窓口等において、被保険者からの意見等は愛知県後期高齢者医療広域連合へ伝えるよう努めています。

以上